

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和6年7月受付分） \*印は寄付者の意向により金額不記載

## <福祉推進のために>

○オホーツクところ合唱団様（常呂町） 5,000円

## <故人が生前お世話になったため>

○澤井 幹夫様（端野町） 30,000円

○古屋 英幸様（端野町） 30,000円

○久保田 倫之様（常呂町） 50,000円

○故高木 七四様（端野町） 30,000円

○吉次 大地様（端野町） 30,000円

○森谷 幸弘様（端野町） 30,000円

\*佐藤 千代様（端野町）

○内山 一文様（留辺蘂町） 10,000円

○奥原 鈴江様（留辺蘂町） 30,000円

○富田 昭宏様（福岡県） 30,000円

## <転出に際して>

○井川 みさを様（常呂町） 20,000円